

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 13 日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について（情報提供）

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室から「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」（一部改正）が別紙のとおり発出されましたのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

別 紙

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 13 日

各 都 道 府 県 総 務 部 (局)
(安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各 都 道 府 県 人 事 委 員 会 事 務 局
各 指 定 都 市 総 務 局
(安全衛生担当課扱い)
各 指 定 都 市 人 事 委 員 会 事 務 局

御中

総務省自治行政局公務員部
安 全 厚 生 推 進 室

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について (一部改正)

標記の件について、令和2年3月5日付事務連絡 (以下「改正前通知」という。)において周知したところですが、今回、別添のとおり令和2年3月11日付基発0311第3号 (以下「厚労省通知」という。)により取扱いの改正がなされましたので周知いたします。

具体的には、改正前通知の「1 事業場における健康診断の実施に係る対応について」において、実施時期を延期して差し支えない健康診断に、「労働安全衛生規則第45条に基づく特定業務従事者の健康診断」を追加したこと、さらに、「1 事業場における健康診断の実施に係る対応について」及び「2 安全委員会等の開催に係る対応について」に記載する「別途指示するまでの間」を「令和2年5月末までの間」とする改正が行われていることにご留意ください。

なお、厚労省通知にいう「法第17条に基づく安全委員会等」については労働安全衛生法第18条に基づく衛生委員会、同法第19条に基づく安全衛生委員会が含まれるものである旨を厚生労働省に確認済みであることを申し添えます。

つきましては、各都道府県総務部 (局)におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

安全厚生推進室安全厚生係
(担当: 森谷、渡邊)
T E L : 03-5253-5560 (直通)
F A X : 03-5253-5561

基発0303第1号
令和2年3月3日
改正 基発0311第3号
令和2年3月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について令和2年3月3日付け基発0303第1号（以下「通達」という。）をもって通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合

③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。